

令和6年度入札契約制度改正について

令和6年度より、入札契約制度を次のとおり改正しますので、ご注意ください。

1 豊川市建設工事事後審査型総合評価競争入札試行要領の制定

入札事務手続き期間の短縮や入札契約事務の効率化を目的に事後審査型総合評価落札方式を導入します。

- ① 入札参加希望者は、「入札参加申請書」及び「加算点申告表」提出。
- ② 入札後、落札候補者は提出を指示した日の翌日から起算して2日以内に「入札参加資格確認申請書」（加算点確認資料を添付）を提出。
- ③ ②の提出期限から起算して原則3日以内に「落札決定通知書」を発行。

2 豊川市総合評価落札方式（特別簡易型）に係る評価項目と配点の見直しについて

令和6年度より評価項目等について、一部見直しを行いましたので、ご注意ください。

※上記1・2については、「総合評価落札方式(特別簡易型)における「事後審査型」の導入及び評価項目の見直し」をご覧ください。

3 豊川市における建設工事請負等の契約に係る指名停止措置要綱の改正

落札決定者であっても契約締結前に指名停止となった有資格業者は契約の相手方としてはならず、当該落札決定については取り消すこととします。